

日 教 庶 第 7 4 9 号

令和5年(2023年)2月3日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

令和4年度第11回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第13号により、下記のとおり令和4年度第11回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和5年(2023年)2月9日(木) 午後2時

開催場所

506会議室

案件

議案

第45号 日野市立学校職員労働安全衛生管理要綱の制定について

第46号 教育管理職の異動(内中)について

第47号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願

第4-12号 全国学力・学習状況調査の出題教科に社会科は絶対に加えないよう求める等の請願

報告事項

第31号 行政情報の公開請求



議案第45号

日野市立学校職員労働安全衛生管理要綱の制定について

上記議案を提出する。

令和5年2月9日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

職場における労働者の安全と健康の確保や、快適な職場環境の形成促進を目的とした労働安全衛生法に基づき、事業場となる日野市立小・中学校において、労働安全衛生管理体制を整備するため、要綱を制定するものです。

日野市立学校職員労働安全衛生管理要綱

令和5年 月 日制定

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学校総括安全衛生推進者（第3条—第5条）
- 第3章 衛生管理者（第6条・第7条）
- 第4章 衛生推進者（第8条・第9条）
- 第5章 学校産業医（第10条・第11条）
- 第6章 職員の健康管理（第12条・第13条）
- 第7章 衛生委員会（第14条—第19条）
- 第8章 教育（第20条）
- 第9章 補則（第21条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令に基づき、日野市立小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全管理及び衛生管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 日野市立学校に常時勤務する都費負担の教職員をいう。
- (2) 省令 労働安全衛生要綱（昭和47年労働省令第32号）をいう。

第2章 学校総括安全衛生推進者

（教育委員会及び校長の責務）

第3条 教育委員会及び校長は、この要綱に定める事項を適切に実施するとともに、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進しなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、教育委員会、校長及び次条の総括安全衛生推進者等が講ずる職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければ

ならない。

(学校総括安全衛生推進者の設置)

第5条 職員の安全及び衛生業務を総括管理するため、教育委員会に学校総括安全衛生推進者を置く。

2 学校総括安全衛生推進者は、教育部長にある者をもって充てる。

3 学校総括安全衛生推進者は、次条に規定する衛生管理者及び第8条に規定する衛生推進者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を総括管理する。

第3章 衛生管理者

(衛生管理者の設置)

第6条 法第12条第1項の規定に基づき、常時50人以上の職員が勤務する学校（以下「該当校」という。）に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、省令第10条及び第62条の規定により、校長が選任する。

(衛生管理者の職務)

第7条 衛生管理者は、その所属する学校において、法第12条第1項の規定により、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項の業務を行う。

第4章 衛生推進者

(衛生推進者の設置)

第8条 法第12条の2の規定に基づき、該当校を除く学校に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、省令第12条の3の規定により、職員のうちから校長が選任する。

(衛生推進者の職務)

第9条 衛生推進者は、その所属する学校において、法第12条の2の規定により、第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る業務を行う。

第5章 学校産業医

(産業医の設置)

第10条 法第13条第1項の規定に基づき、該当校に産業医を置く。

2 産業医は、省令第13条第1項の規定により、教育長が選任する。

(産業医の職務)

第11条 産業医は、該当校において、省令第14条第1項各号に規定する業務を行う。

2 産業医は、省令第14条第3項の規定により、前項の業務について、衛生管理者に対して指導し、又は助言することができる。

3 産業医は、省令第15条の規定により、少なくとも毎月1回該当校を巡視し、作業方法

又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 4 産業医は、該当校を除く学校の職員に対し、健康を確保するため必要があると認めるときは、健康指導等を実施することとする。

第6章 職員の健康管理

(健康診断の実施)

第12条 教育委員会は、職員の健康を確保するため、法第66条第1項及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第15条の規定に基づく健康診断を実施する。

- 2 健康診断は、定期健康診断及び特別健康診断とする。
- 3 定期健康診断は毎年1回以上実施し、特別健康診断は教育長が認めた場合に、必要と認める職員に対して行う。

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施)

第13条 教育委員会は、職員の健康管理のため、法第66条の10第1項の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査を毎年1回以上実施する。

第7章 衛生委員会

(衛生委員会の設置)

第14条 法第18条第1項の規定に基づき、職員の安全と健康に関する事項を調査審議するため、該当校に衛生委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事項)

第15条 衛生委員会は、法第18条第1項の規定により、次に掲げる事項を調査審議し、教育長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務上の災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(委員会の組織)

第16条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 該当校の校長 1人
- (2) 衛生管理者 1人
- (3) 産業医 1人

(4) 衛生に関し経験を有する職員のうちから教育長が任命する職員 4人

2 教育長は、法第18条第4項において準用する法第17条第4項の規定により、前項第1号の委員以外の委員の半数については、該当校の職員の過半数の推薦に基づき選任する。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の委員長)

第18条 委員会に委員長を置き、第16条第1項第1号の委員をもって充てる。

(委員会の会議)

第19条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第8章 教育

(衛生管理者等に対する教育等)

第20条 教育長は、法第19条の2の規定により、衛生管理者、衛生推進者その他公務上の災害の防止のための業務に従事する者に対し、その従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 教育長は、法第59条の規定により、職員が配属されたとき、又は作業内容を変更したときは、当該職員に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

第9章 補則

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第46号

教育管理職の異動（内申）について

上記議案を提出する。

令和5年2月9日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

校長及び副校長の異動について、東京都教育委員会に内申するものです。

非公開

議案第47号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和5年2月9日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

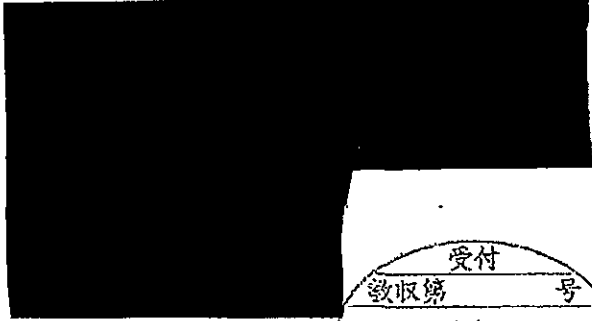
請願審査

請 願 番 号	請願第4-12号
受 付 年 月 日	令和5年1月13日
件 名	全国学力・学習状況調査の出題教科に社会科は絶対に加えないよう求める等の請願
請願者 住 所 氏 名	

日野市教育委員会御中 2023年1月13日(金)
提出

全国学力・学習状況調査の出題教科に社会科
は絶対に加えないよう求める等の請願

教育行政研究会：



1 請願の背景

旧文部省が全国の小学校6年生・中学校3年生・高校3年生(定時制は4年生)を対象に、1956年から抽出式で、但し中学校だけは61年から64年までは2・3年生対象に悉皆調査(全数調査)で、実施した全国学力テスト(全国学テ。なお、小学校は対象学年を5年生に広げた年などもある)は、66年に旭川学テ事件で「国による学力調査は違法」と地裁判決が出て(76年最高裁では逆転)、11回で幕を閉じた。

しかし、2004年11月2日、当時の中山成彬文部科学相は「競い合う心が必要だ」と、小泉純一郎首相に全国学テ復活を提案(中山氏は「請願の要点1」本音を「日教組の強い所は学力が低いのではないかと思ったから」と発言)。「ゆとり教育」から「学力重視」への路線転換を志向する文部官僚が乗っかり、第1次安倍政権の07年、小6・中3への全国学力・学習状況調査(以下、「全国学調」と略記)を悉皆で復活させた。民主党政権時の10~12年度は抽出式にしたが、これ以外は毎年悉皆となり(大震災やコロナで11年・20年等は中止)、本会がオンライン傍聴取材した「第7回全国的な学力調査に関する専門家会議」(座長=耳塚寛明 青山学院大学コミュニティ人間科学部特任教授)で、文科省は2023年は4月18日の実施を決めている。

学テには、危惧すべき点や問題点が多い。以下に3点を指摘する。

まず、出題教科は07年は国語、算数・数学の2教科で、12年から小中理科が、19年からは中学英語が加わった(ただし理・英は3年おき)。その英語には「話すこと」のテストもあるが(文科省が抽出した約500校は4月18日に必ず実施させ集計対象に。他の9千校は5月26日までに実施し、参考値にする)、すでに類似のテストで欠陥が見られる。

例えば東京都教育委員会が、反対意見がある中、昨年11月27日に実施した都立高入試の英語スピーキングテスト(総合得点1020点のうち20点を占める)では、「専用タブレットに録音するが、前後の子の音声が自分のマイクに入りそうだった。聞こえてきた隣の人の解答をそのままパクって吹き込む子もいた」等、生徒の深刻な訴えがある。

次に、「請願の要点2」出題教科に社会科は絶対に加えるべきではない(幸い現時点でその動きはないが)。

大学入学共通テスト(20年度までは大学入試センター試験)の前身・共通1次試験の80年代の政治経済で、「請願の要点3」非核3原則について、「日本は憲法上、核兵器を持ってない」を誤りとし、「日本は憲法上、核兵器を持てるが、政策上の判断で持たない」を正解とする出題があった。

「請願の要点4」旧社会党の故・土井たか子衆院議員が予算委でこの悪問を追及したとおり、「請願の要点5」政府・保守政党の政策だけを正解とする不適切な問題だ。「請願の要点6」今なら敵基地攻撃論で同様の悪問が出かねず、思想・信条等により正解が異なる政治分野はマークシートに適さない。

最後に、「請願の要点7」文科省・教委が学校の管理統制強化を進めるなか、ヒラメ管理職の不正工作の指示に抗えない教員が多い実態だ。

02年度に学校選択制を導入し、05年度からは区独自の学力テストを本格的に始め、学校別の成績と順位を公表、07年度は学テの成績の伸び率を、区立小中の予算の各校への配分に反映させていた、東京都足立区教委。

都教委が05年1月に行なった学テで、事前に足立区教委指導室が、区立小中111校の校長に一部の問題を配布。ある小学校では06年と07年に、校長と校長の指示を受けた教諭5名が誤答している児童の答案を指さし、正解

23/1/13 請願1頁

に誘導した不正も07年7月に発覚。校長は減給処分、研修所送りになった。

2 請願事項

2-1 「1」の〔請願の要点2〕に、「出題教科に社会科は絶対に加えるべきではない」と記述した件で、現時点では幸い、文科省に「社会科を加える動き」はない。

しかし2010年7月10日発行の『日本教育政策学会年報』の浪本勝年立正大名誉教授執筆の論文「学力テスト政策の変遷とその法的問題点」によると、旧文部省は社会科の全国学調で社会科を、1957年と60年に小中高、61年と62年に中、63年に小中、64年に中、65年に小中で、実施している。

都教委や教育長会・指導室課長会等に「社会科を加える動き」はないか、お答え頂きたい。次に、もし「社会科を加える動き」が出たら、以下「2-2」～「2-4」に示した理由を遺漏なく挙げ、反対意見を述べ、また貴教委から文科省・都教委（都教委も独自の学力調査をやっているから）に「社会科を加えない」よう、意見書を出してほしい。

更に貴教委主催の（副）校長会や教務主任会等で、「社会科を加えない」よう職員会議決議を挙げ、文科省・都教委に送付して頂ければありがたい旨、伝えてほしい。

2-2 本会はしばしば証拠を示しつつ「政府（や保守政党）の政策は、政治的に中立で正しい政策とは限らない」と陳述してきた。現に中山成彬・元文部科学相氏（79歳）は全国学力テを“全国学調”と名称変更し復活させた本音を、〔請願の要点1〕の通り、“日教組潰しを狙った日教組対策”である旨、発言している。文科省の学習指導要領は、社会科の政治分野等で、「政治的に中立でない問題」を、「政治的に中立であり、正しい」かのようにindoctrinationし、保守政党の政策を是認する児童・生徒を作ろうと謀むといひ、違法性を孕んでいる。

2-3 「答えが1つしかないマークシート試験」において、「2-2」の最たる弊害が露呈した具体例が、旧共通1次試験の80年代の政治経済で、〔請願の要点3〕〔請願の要点

5〕に記述した「政府（や保守政党）の政策は、政治的に中立で正しい政策とは限らない」のに、「政府（や保守政党）の政策だけが正しい」という、誤った答えだけが“正解だ”と押し付けてきた悪問だ。

〔請願の要点4〕の通り、「日本は憲法上、核兵器を持ってない」と考える、多くの被爆者や、軍事力に依らない平和を願い実現しようとしている人たちの気持ちを大切にす、旧社会党の故・土井たか子衆院議員が予算委でこの悪問を追及なさったのは当然であり、この旧共通1次試験当時の作問委員と、旧文部省・大学入試センター幹部には、懲戒処分を発令すべきだった。

2-4 〔請願の要点6〕に、「今なら敵基地攻撃論で同様の悪問が出かねず、思想・信条等により正解が異なる政治分野はマークシートに適さない」とある通り、万一、“全国学調”に「社会科を加える」ことになってしまったら、前記・旧共通1次試験の悪問同様、自衛隊のいわゆる“敵基地攻撃能力”について、「日本は憲法上、持てない」を誤りとし、「日本は憲法上、持てるが、これまでは政策上の判断で持たなかった。しかし、いわゆる安保3文書改定後は政策上も堂々と持てる」を正解とする超悪問の出題が出てきかねない。

こういう悪問が出たら、自民党改憲政治家・岸田文雄氏（65歳）の推進している自衛隊大増強の誤った政策を支持する（18歳で選挙権獲得時に万一憲法9条改悪の国民投票が政治日程に上ったら、安易にマルを付けてしまう）子ども作り、に利用される危険性が高い。

2-5 〔請願の要点7〕の「文科省・教委が学校の管理統制強化を進めるなか、ヒラメ管理職の不正工作の指示に抗えない教員が多い実態だ」に関し、

- “全国学調”に向け、“対策”になる過去問の練習をしない
- 校長が誤った指示をしてきたら、教員がノーを言える職場作りの2点を求める。

3 「請願の背景に関連する重要な情報」は後日、送信するのでご覧頂きたい。

230113請願2頁(3)

報告事項第31号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和5年2月9日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	1月13日	1月25日	新しい日野市教育委員2名の任命と議会同意に際し、作成した全文書	不存在
2	1月13日	1月26日	2023年1月9日の成人式に関し、①進行台本、②司会者の鈴木久美子氏との契約内容と同氏への指示内容（君が代に関する部分）③君が代 CD を流す際上層部からの指示や職員間の留意事項を書いたもの	全部公開及び 不存在